

寒川町一般職の職員の給与に関する条例附則第 21 項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 16 号

寒川町一般職の職員の給与に関する条例附則第 21 項等の規定 による給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年寒川町条例第 4 号。以下「給与条例」という。)附則第 21 項及び第 23 項から第 25 項までの規定により規則で定める事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 寒川町職員の定年等に関する条例(昭和 59 年寒川町条例第 22 号。以下「定年条例」という。)第 4 条第 1 項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第 9 条第 1 項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第 21 項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第 1 項特例任用職員(定年条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第 3 項特例任用職員(定年条例第

9 条第 3 項又は第 4 項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。

(4) 特定日 給与条例附則第 19 項に規定する特定日をいう。

(5) 降格 寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 44 年寒川町規則第 4 号。以下「初任給規則」という。)第 2 条第 3 号に規定する降格のうち、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

(6) 初任給基準異動 給与条例第 4 条第 1 項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

(7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

(8) 降号 初任給規則第 26 条の 3 に規定する降号をいう。

(9) 上限額 給与条例附則第 22 項に規定する当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項の規定による勤務又は第 17 条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあっては、当該給料月額に寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 11 年寒川町条例第 4 号)第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)をいう。

(10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第 21 項の規則で定める職員)

第 3 条 給与条例附則第 21 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に町長の承認を得てその号給を決定された職員又は町長の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（給与条例附則第 23 項の規定による給料の支給）

第 4 条 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第 19 項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第 3 号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、

50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額。以下この条において

「第 4 条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち 2 以上の号に掲げる職員に該当する職員(第 3 項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第 4 条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第 23 項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第 4 号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が 2 回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第 4 号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額

(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額

(4) 異動日以後にその号給を決定された職員又は町長の定めるこれに準ずる職員 町長の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 4 条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する職員であって同項第 5 号に掲げる職員に該当する職員に対する前 2 項の規定の適用については、当該職員は第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第 4 条基礎給料月額は、同項第 1 号から第 4 号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち 2 以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、町長の定める日以

後、町長の定める額を、給与条例附則第 23 項の規定による給料として支給する。

第 5 条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第 9 条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第 19 項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額。以下この項において「第 5 条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、第 3 項並びに第 4 項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第 5 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第 23 項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 5 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第 6 条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第 19 項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる職員となったものにあつ

ては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額が

ある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に 100 分の 70 を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に町長の承認を得てその号給を決定された職員又は町長の定めるこれに準ずる職員 町長の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に 100 分の 70 を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 6 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する職員であって、同項第 5 号に掲げる職員に該当する職員に対する前 2 項の規定の適用については、当該職員は第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第 6 条基礎給料月額は、同項第 1 号から第 3 号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち 2 以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、町長の定める日以後、町長の定める額を、給与条例附則第 23 項の規定による給料として支給する。

(給与条例附則第 24 項の規定による給料の支給)

第 7 条 降任等相当給料表異動(法第 28 条の 2 第 1 項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第 1 項特例任用職員又は第 3 項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第 4 項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第 4 項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第 19 項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額。以下この条において「第 7 条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第 7 条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第 24 項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 7 条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額

改定又は減額改定をされた職員に対する前 2 項の規定の適用については、当該職員について適用される第 7 条基礎給料月額、第 1 項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第 19 項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、町長の定める日以後、町長の定める額を、給与条例附則第 24 項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任等相当転任日以後に町長の承認を得てその号給を決定された職員又は町長の定めるこれに準ずる職員

第 8 条 第 1 項特例任用職員又は第 3 項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第 4 項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第 19 項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されてい

るものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、町長の定める日以後、町長の定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(本人の同

意に基づく降格に該当するものを除く。)又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に町長の承認を得てその号給を決定された職員又は町長の定めるこれに準ずる職員

第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(本人の同意に基づく降格の規定によるものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日

から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員
特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するも

のとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日 ~~日~~の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第 19 項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、その定める日から法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、町長の定める額を、給与条例附則第 24 項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第 2 条第 2 号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。)又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に町長の承認を得てその号給を決定された職員又は町長の定めるこれに準ずる職員

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第 21 項及び第 23 項から第 25 項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。